

## 西脇市議会情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本基本方針は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 情報システム

コンピュータやネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (5) 完全性

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (6) 可用性

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (7) インターネット接続系

インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

#### (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

#### (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・監査機能の不備、委託管理の不備、マ

ネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

#### 4 適用範囲

##### (1) 対象機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、西脇市議会とする。なお、議会事務局職員については、西脇市情報セキュリティ基本方針を遵守することとする。

##### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### 5 議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、本基本方針を遵守しなければならない。

#### 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織体制の確立

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全会的な組織体制を確立する。

##### (2) 情報資産の分類及び管理

本市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

##### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

インターネット接続系において、不正通信の監視等、情報セキュリティ対策を実施する。

##### (4) 物理的セキュリティ

サーバ、通信回線及び議員のパソコン等の管理について、物理

的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティ基本方針の遵守状況の確認等、情報セキュリティ基本方針の運用管理を実施する。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 外部サービス（クラウドサービス）の利用

外部サービス（クラウドサービス）は、セキュリティ対策が万全であることを確認したうえで利用する。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、本基本方針を見直す。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日 議会運営委員会）

この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。